

球磨村立義務教育学校プログラミング教育支援業務
公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本村では、文部科学省が示す学校におけるICT環境整備方針に基づく「GIGAスクール構想の実現」に向け、球磨村立義務教育学校の児童生徒全員に対して1人1台の学習用端末を配備し、ICTを活用した教育・授業を行っている。

今後もますますIT化が進んでいく社会において、コンピュータを理解し、上手に活用していく力を身につけることは、将来に向けて極めて重要であることから、本村の児童生徒がコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけることができるよう学習活動支援を目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 球磨村立義務教育学校プログラミング教育支援業務
- (2) 事業内容 別紙「球磨村立義務教育学校プログラミング教育支援業務」に係る仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月7日（金）まで
- (4) 履行場所 球磨村立球磨清流学園北校舎及び南校舎
- (5) 提案上限額 3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
内訳：委託料3,200,000円
ライセンス料100,000円
- (6) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であり、球磨村立義務教育学校プログラミング教育支援業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、その資格を認められたものとする。

- (1) 営業に関し、法令等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けている者
- (2) 本公募開始日から受託候補者の決定までに、球磨村から公募停止を受けていない者であること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続の申立がなされている者でないこと
- (5) 代表者、役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に違反する容疑であったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- (6) 法人等又は共同法人等及びその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき、熊本県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用していないこと

(8) 本公募開始日において、国税及び地方税を滞納していないこと

4 参加申込

本プロポーザルへの参加申し込みは、以下のとおりとする。参加申し込みがない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、休日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出書類

- ①参加申込書（別記様式1）
- ②会社概要及び業務実績書
- ③誓約書（別記様式2）

(3) 提出期限 令和6年7月23日（火）午後5時（必着）

5 提案書の作成及び提出要領

(1) 以下の（ア）～（エ）を提出すること。また（ア）～（ウ）については順番に綴じ、（エ）の見積書については別に綴ること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
(ア) 提案書表紙	A4判横で作成すること。
(イ) 企画提案書	A4判横25ページ以内で作成すること（任意様式）。ただし、やむを得ずA3判を使用する場合は、横折込みとすること。
(ウ) 実施スケジュール	A4判2ページ以内またはA3判1ページ以内で作成すること。ただし、A3判を使用する場合は、横折込みとすること。様式は自由だが各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
(エ) 見積書	事業の範囲内の費用を見積もること。A4版であれば自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none">・提案上限額を超えてはならない。・提案した内容にかかる経費は全て記載する。・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載する。・宛名は球磨村教育長宛とする。・値引き等の記載は行わない。・見積額が契約額とはならない。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の点に留意し作成すること。

①提案内容は、次の項目順で、仕様書に定めた内容を踏まえ提案すること。

項目	記載内容
(ア) 業務概要	仕様書の趣旨及び背景を踏まえ、業務目的、目標等について記載すること。
(イ) 業務内容	仕様書に掲げる項目について、その業務内容及び実現方法を具体的に提案すること。
(ウ) 業務実施体制	本業務の実施体制及び支援体制について記載すること。

②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する

配慮をすること。

- ③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ④ページ番号を記載すること。
- ⑤フォントの種類は制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。

(3) 企画提案書の提出部数

5部（正本1部、副本4部）

ただし、正本に企画提案書提出書（別記様式3）を添付すること。

6 質問の受付及び回答

当該プロポーザルに関して質問のある場合は、担当部署あて電子メールにより質問書（別記様式4）を提出すること。質問に対する回答は、球磨村ウェブサイトに掲載する。なお、質問者名は公表しない。

- (1) 質問書の提出期限 令和6年7月10日（水）午後5時
- (2) 質問に対する回答 令和6年7月16日（火）午後5時までに回答

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書に基づき、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。同時に、提案者に対し、提案及び提出書類に関する質疑や説明を受けるため、ヒアリングを行う。

- (1) 開催日時 令和6年8月6日（火）時刻未定
- (2) 開催会場 球磨村役場
- (3) その他 日時等の詳細については別途電子メールにより連絡

8 プロポーザルの審査及び選定方法

(1) 審査・選定方法

本業務の審査選定にあたっては、球磨村立義務教育学校プログラミング教育支援業務に係る評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

①事務局による確認

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認する。（参加資格要件の確認結果については提案書提出期限までに電子メールにて通知する。）

②評価委員による審査

応募書類、提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき、評価項目毎に企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を評価委員会評価とする。

【評価審査項目】

- (ア) 業務実施体制・実績
- (イ) 企画提案書
- (ウ) 実施スケジュール
- (エ) 見積費用

③受注候補者の決定

①の審査を通過した②の評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の

者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2者以上ある場合は、評価委員会において審議し、順位決定する。

(3) プレゼンテーションについて

①プレゼンテーションの実施要領

- (ア) 1者につき30分の持ち時間とする。(説明20分、質疑10分)ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知する。
- (イ) プレゼンテーションは、提案書の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。
- (ウ) プレゼンテーション当日は実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

②使用機材について

プレゼンテーションの実施にあたり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源コードリールについては、村で用意する物を使用してもかまわない。※事前に動作確認したい場合には連絡すること。

(4) 審査結果の通知

- ①評価委員会の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書で通知する。ただし、審査結果については、異議申し立ては受け付けない。
- ②受注候補者に選定された者は、速やかに本村と契約交渉にあたること。
- ③選定されなかった者は、選定委員に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

(5) 優先交渉権者・次点交渉権者

優先交渉権選定通知を受領した者は、仕様・価格等について本村と協議の上、速やかに本村と契約手続きし、請負者となること。優先交渉権者との協議が整わない場合は、本村は次点候補者と協議を行うこととする。

9 参加の辞退

提案参加申込後にやむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届(別記様式5)」にその旨を記載し提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

- ・持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前日までに提出すること。
- ・持参の場合は午前9時から午後5時までに、郵送の場合は午後5時までに必着のこと。

10 その他の留意事項

- (1) 本提案に係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出されたすべての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。また返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受領した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した村独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ①提案者の提出方法、提出先及び期限等、示された条件に適合していない場合
 - ②提案者に虚偽の記載がある場合
 - ③その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

- (8) 参加が1者の場合は、プレゼンテーション審査に参加した評価委員の評価点を合算した値(満点)の6割を最低基準とし、最低基準を満たす場合のみ契約交渉権を与える。

1.1 スケジュール

令和6年7月 1日(月)	実施要項公告(公募開始)
7月 8日(月)	質問受付期限
7月11日(木)	質問に対する回答
7月17日(水)	参加申込書提出期限
7月23日(火)	企画提案書提出期限
8月 6日(火)	プレゼンテーション

※選定後1週間以内に文書にて審査結果を通知する。

1.2 担当部署(事務局)

〒869-6401

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村教育委員会 教育課 学校教育係 担当:日隠 啓知

TEL:0966-32-1117

FAX:0966-32-0101

電子メール:gakkyou@vill.kuma.lg.jp

球磨村公式ウェブサイト:<http://www.kumamura.com/>